

税金のこと忘れていませんか？

市税は、私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、とても大切な財源です。市税の納期が過ぎても未納の方は、すぐに納付してください。

夜間や休日でも

やむを得ない事情で、市税を納期内に納付できないときは、市役所本庁で納税相談を受けています。電話での相談も可能です。納税相談では、生活の状況や財産の状況などを伺います。

なお、市役所の開庁時間内に納税相談ができない方のため、相談窓口を開設しています。

また、12月の市税滞納整理強化月間に合わせて、市税以外の相談窓口も開設します。

いずれの相談窓口も窓口納付を受け付けています。



| 夜間納税相談窓口 毎月最終木曜日 | 休日納税相談窓口 毎月最終日曜日 |
|---------------------|---------------------|
| 午後5時30分～午後8時 | 午前9時～正午 |

市税に関する相談のみです。12月の休日納税相談窓口は、12月21日(日)が最終となります。

12月の夜間・休日相談窓口

| 日程 | 時間 | 相談窓口 |
|-----------|--------------|--------------------|
| 12月9日(火) | 午後5時30分～午後8時 | 市 税⇒市税務課納税グループ |
| 10日(水) | | 国民健康保険料⇒市国保医療助成課 |
| 11日(木) | | 保険料収納グループ |
| 25日(木) | | 水道・下水道料金⇒市業務課給水営業係 |
| 12月21日(日) | 午前9時～正午 | 保育料、給食費⇒市教委子ども課保育係 |



差し押さえ手段のひとつ
タイヤロック

督促状を送付しても納付がない場合、財産を差し押さえます。(下表)
差し押さえるの対象は、債権(預貯金、給与、生命保険、売掛金、還付金)、不動産、動産、自動車などです。

督促状が来ても納税しないと？

納付・相談に応じない方は強制的に徴収します。納期を過ぎても納付がない場合、督促状を送付します。納付の約束をしても同様です。

納期を過ぎても納税しないと？

市税を滞納したまま放置すると、法律に基づき延滞金の徴収や強制的に財産の差し押さえを行うこととなります。

まずご相談ください

市税を滞納したまま放置すると、法律に基づき延滞金の徴収や強制的に財産の差し押さえを行うこととなります。



り市税の納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せず、まずご相談ください。

問合せ先 市税務課納税グループ

差し押さえの状況と徴収率の推移 単位：件

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 預貯金 | 486 | 491 | 228 |
| 給与 | 59 | 61 | 37 |
| 生命保険 | 71 | 26 | 23 |
| 還付金 | 71 | 66 | 73 |
| 売掛金ほか | 2 | 4 | 4 |
| 不動産 | 5 | 4 | 8 |
| 動産 | 0 | 0 | 0 |
| 自動車 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 694 | 652 | 373 |
| 徴収率(%) | 87.32 | 91.13 | 92.14 |

12月は、市税滞納整理強化月間
市・道民税、固定資産税の第4納期限は
12月25日(木)です。